

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

産業建設委員会会議録

令和 8 年 9 月 2 8 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日 | 令和8年9月28日（月） | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出 席 者
（8人） | 委員長 小 坂 義 久
委 員 松 村 智 成
委 員 村 上 浩一郎
委 員 高 森 喜美子 | 副委員長 大 浦 美 鈴
委 員 青 鹿 公 男
委 員 中 嶋 恵
議 長 石 塚 猛 |
| 4 欠 席 者
（0人） | | |
| 5 委員外議員
（0人） | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
副 区 長
技 監
経営改革担当課長
文化産業観光部長
文化振興課長
観光課長
産業振興担当部長
産業振興課長
都市づくり部長
都市づくり部参事
都市計画課長
地域整備第二課長
地域整備第三課長
建築課長
住宅課長
都市づくり部副参事
拠点まちづくり担当部長
地域整備第一課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
梶 靖 彦
赤 星 健太郎
三 谷 洋 介
杉 光 邦 彦
若 山 祐 樹
横 倉 亨
（文化産業観光部長 兼務）
三 澤 一 樹
寺 田 茂
坂 本 秀 昭
松 崎 晴 生
門 倉 和 広
渋谷 謙 三
高 木 悦 範
浅 見 晃
小 河 真智子
田 邊 守
長 廣 成 彦 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

土木担当部長	原 島 悟
交通対策課長	清 水 良 登
道路管理課長	三 宅 哲 郎
土木課長	高 杉 孝 治
公園課長	村 松 克 尚

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	久木田 太 郎
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	岡 崎 一 生
	書 記	大 谷 彩 季

8 案件

◎審議調査事項

- 案件第1 第79号議案 東京都台東区立産業交流施設条例
- 案件第2 第83号議案 東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例
- 案件第3 第85号議案 東京都台東区景観条例の一部を改正する条例
- 案件第4 特定事件の継続調査について

◎行政視察について

◎理事者報告事項

【産業振興担当】

1. 東京都台東区立産業交流施設の管理運営等について
.....資料1 産業振興課長
2. 東京都台東区立産業交流施設の指定管理者の選定について
.....資料2 産業振興課長
3. 東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの管理運営等について
.....資料3 産業振興課長
4. 東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの指定管理者の選定について
.....資料4 産業振興課長

【都市づくり部】

1. 補正予算について 資料5 都市計画課長
2. 台東区耐震改修促進計画について 資料6 建築課長

【拠点まちづくり担当】

1. 公民学連携強化に係る検討状況について
.....資料7 地域整備第一課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

2. 不忍通りの取組について 資料8 地域整備第一課長
- 【土木担当】
1. 道路愛称名の認定について 資料9 道路管理課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（小坂義久） ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第79号議案、東京都台東区立産業交流施設条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、産業振興担当の1番、東京都台東区立産業交流施設の管理運営等について及び2番、東京都台東区立産業交流施設の指定管理者の選定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第79号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 それでは、まず、産業振興担当報告事項の1、東京都台東区立産業交流施設の管理運営等についてをご説明いたします。

恐れ入ります、資料1をご覧ください。初めに、1、経緯でございます。中小企業振興センターの大規模改修を契機に、これまでの中小企業支援機能、創業支援機能に新たに交流機能を担う産業交流施設を新たに整備するものでございます。

次に、2、設置目的でございます。事業者を中心として、人、もの及び情報の交流を通じた地場産業の振興、また、新たなビジネスチャンスの創出及び活気とにぎわいにあふれた活動の促進を図り、もって区内事業者の持続的な発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的といたします。

3、実施事業は、交流施設の利用者相互の交流及び連携を促進するために必要な事業、区内産業の活性化に寄与する活気とにぎわいの創出に関する事業、また、区内産業に関する情報の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

収集及び発信でございます。

続いて、4、施設概要は記載のとおりでございます。また、開館時間につきましては、午前9時から午後10時までを予定しております。

続いて、5、施設の管理運営についてです。指定管理者制度を導入するとともに、利用料金制を採用いたします。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。6、施設の利用につきましては、事業者や地域住民、来街者等との交流を促進し、新たなビジネスチャンスの創出や価値創造を図る観点から、施設の利用については、区内事業者だけでなく、多様な主体が利用できるようにいたします。また、物品の販売や展示会などの営利活動も実施可能としてまいります。

続いて、7、利用料金の上限額についてです。表記載のとおり、多目的ショールーム、多目的ルームなど、1時間ごと平日、土日休日の金額を設定しております。また、ワークスペースにつきましては、1人1時間の料金を設定し、防音個室ブースを利用する場合は1時間ごとに加算をされます。

続いて、8、今後の予定は記載のとおりでございます。

説明は以上になります。

続きまして、第79号議案、東京都台東区立産業交流施設条例について、ご説明いたします。

本議案につきましては、産業交流施設の設置、管理及び使用について必要な事項を定めるため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。第1条は設置について、また、第2条は施設の名称と位置を、また、第3条では交流施設の構成諸室について、第4条では目的を達成するために実施する事業について定めております。

次のページからの第5条から第8条までは指定管理者による管理などについて定めております。また、第9条から第20条では、施設の利用に関する規定を定めております。第21条につきましては、施行に関して規則に委任する規定でございます。

附則におきまして、施行期日を定めるほか、指定管理者の指定の手続等の準備行為をこの条例の施行の日前に行うことができる旨定めております。

第79号議案の説明は以上となります。

続きまして、産業振興担当報告事項の2、東京都台東区立産業交流施設の指定管理者の選定について、ご説明をいたします。

資料2をご覧ください。1番、対象施設は記載のとおりでございます。

次に、2、指定期間につきましては、令和10年4月1日から令和15年3月31日までの5年間となります。

3、指定管理者の選定でございます。（1）選定方法は、運用指針の3（1）により、公募による選定を行います。また（2）選定手続になります。選定委員会を設置し、運営管理やサービス向上への取組など、指定管理者の適性を判定いたします。①選定委員会の構成は記載の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とおりで専門的な知見を有する委員など4名で構成しております。

2ページをご覧ください。②選考基準案です。記載のとおり、管理水準の確保、またサービス向上への取組などから判断をいたします。

最後、4、今後の予定になります。本委員会後の10月に事業者の募集を開始し、3回の選定委員会を経て指定管理者候補者を決定し、令和9年第1回定例会に指定管理者候補者の選定結果、また、第4回定例会に指定管理者指定議案を提出し、令和10年4月からの指定管理業務の開始を目指しております。

ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、第79号議案及び報告事項について、ご審議願います。質問ある、報告事項。

松村委員。

◆松村智成 委員 今回の区立産業交流施設の指定管理者選定及び管理運営に関する資料を全部読ませていただいて、お話もいろいろ伺ったところなんですけれども、ここでちょっと何点か質問させてください。

まず、交流機能の具体化と地場産業の振興についてで一定お伺いしたいと思います。中小企業振興センターの大規模改修を契機に交流機能が新たに加わったのよく分かってはいるんですが、多様な主体、例えば区内事業者、地域住民、来街者が利用する中で、本来の目的である区内事業者の持続的な発展や地場産業の振興にどう結びつけていくのか、具体的な事業展開のイメージをどのように選定基準に反映させているのか、もしあれば教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

本施設の利用者は、ただいま委員からご指摘いただいたとおり、区内事業者はもちろん、地域住民の方を含めまして、利用できる施設としていきたいと考えております。その中でどのようにして区内事業者の発展に結びつけていくかといいますと、交流機能につきましては、多様な主体が利用できる施設をあしらうことによりまして、例えば事業者間のつながり、また事業者と区民の方、また事業者と地域とのつながりというところの促進を図るものでございます。そうした中で、事業活動に例えばコラボ商品が生まれたりだとか、地域のニーズに対して事業者が商品開発を行ったりだとか、そのような観点から事業者の発展の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 了解しました。

実はまだいっぱいあるんですけれども、ちょっとこれ大好きな案件で、すみません。

今浅草とかの要は産業振興センターの近くの地域全体、蔵前地区もそうですね、課題となっているオーバーツーリズムや地域のにぎわいを当施設の多目的ショールームとか催事スペースなどの活用を通じて、例えば地域経済の活性化とか波及効果につなげていく想定とかはあるの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かどうかを、もしあれば教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま委員のご指摘でございました、例えば観光客の受入れの問題等も含めまして、産業交流施設につきましては、多様な用途でご利用いただきたいと考えております。その上では、例えばなんですけれども、団体観光客の皆様の受入れの施設になるとか、あと日本に滞在している間、台東区に滞在している間、ここの建物を活用しながら、例えばワークショップみたいなものを区内事業者の方に提供していただいたりだとか、様々な活用方法が期待できるところというふうに考えているところでございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 なるほど、そうですね、多目的スペースって本当にやりようによってはすごく発展性があるけれども、言い方変えると使い方はまだ決まっていないよつったら、そのままになってしまうんですけど、地域振興とか産業振興とか物すごい課題がいっぱいあるので、そこをうまくやっていただければと思います。

そうしたら次の質問になります。利用料金の設定と公平性のバランスについて教えていただきたいんですけども、利用料金制度が導入されて、平日のほか土曜日、日曜日及び休日に料金が加算される仕組みとなっているんですけども、ワークスペース、1人660円ですね、防音個室ブースが200円加算となっておりますが、各ルームの料金設定について、初期の利用者獲得とかりピーター獲得に向けた民間事業者も柔軟な料金パックだとか割引などのとかいろいろ考えていたりするのか、どの程度許容されるのか、もし決まりがあれば教えていただきたいのがまず一つと、あと、営利活動、物品の販売や展示会など広く認められていますが、商業的な利用と本来の目的である地域産業振興、企業創業支援目的での利用との間で、利用枠の競合や公平性の担保をどのように管理運営者に求めているのか、この2点をちょっと2つ目の大きな質問として教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 1点目の各諸室の料金設定の柔軟な例えばパックのようなどかいうところなんですけれども、今回の条例を制定させていただくに当たりまして、このたび上限額のほう設定させていただきました。今後、指定管理者のほうを選定が終わりました後に、指定管理者とも協議しながらこの上限額の中でどのような利用のされ方が可能かというところについては協議を進めてまいりたいと思っております。

また、2点目、商業目的等の利用枠につきまして、こちらも同じように指定管理者のほうといろいろ協議をしながら、台東区の区政にとって、台東区産業にとって、どのような形が一番理想的であるかというところの観点から準備のほう進めてまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 660円というのが安いのか高いのか、私からしてみれば安いとは思いますが、やはり個人によって、例えば学生さんだったりすると、勉強以外の目的でしようとした

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ときに、うん、というときもあるのかなというときもあるし、その辺もちょっと今後の課題として覚えておいていただければと思います。

最後の質問になります。指定管理者の選定のプロセスとかノウハウの活用についてちょっと伺いをします。

選定委員会の構成が外部有識者1名、経営に関する専門家が1名と区職員2名の計4名となっていますけれども、民間事業者の持つネットワークや高度なノウハウを最大限に引き出すため、民間視点の評価項目、特にサービス向上や職員育成の取組のウエートや具体的な審査の着眼点、どのように設けられているのかがまず1つ目と、あともう一つが令和10年4月の施設開設に向けて、令和9年4月から1年間の開設準備業務が予定されていると思うんですが、この長期にわたる準備期間において、指定管理者に対して具体的にどのような準備や地域との事前調整を求めているのか、もし決まっていたら教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 お答えいたします。

1点目、選考に係ります審査の基準につきましては、資料2ページに記載のとおり、選考基準案に基づき選定のほう進めてまいります。

また、どのようなウエートみたいなところにつきましては、台東区の指定管理の運用指針に基づきまして、選考基準案のほう定めさせていただきましたが、特に一番下のポツにありますこの施設ならではのその他施設固有の性質等による項目等も着眼点の中で大きな視点の一つとして選定作業のほうを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目、準備期間のようにどのような例えば地域との関わりだとかいうところなんですけれども、令和9年度1年間につきましては、指定管理者候補者との間で準備のほう進めてまいります。その間、令和10年4月のリニューアルに向けまして、こういった多角的なPRだとか、あと地域と一体になったイベント等の実施の計画だとか、その他施設に資する取組というところを指定管理者と共に台東区も一緒になって進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 承知しました。今回の産業振興における交流施設というのは、本当に使い方によってはいろいろ課題もあるけれども、大きく発展できる地域の大きな発展の起爆材料になるだろうなとも思いますし、今山積されている、先ほど申し上げたとおり、今区内で起きている課題の部分についても、大きく改善させていくことも可能なスペースであると私は勝手に考えております。ぜひこちらの無駄にならないように、担当課長のご尽力、今、適と答えていただいたように、事前の、今回お知らせしなかった中で、よく答えてくれたなと思いましたが、本当にありがたいと思いますので、ぜひ頑張っていただければと思います。以上になります。

○委員長 議案は大丈夫ですか。了承ね。

◆松村智成 委員 はい、了承です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ああ、別か。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 私も先に了承は了承であれなんですけど、今お話あったとおり、地域と一体となってというお言葉いただいたんで安心したんですけど、あそこは小島二丁目東町会、小島二丁目西町会、小島一丁目町会の防災の拠点でもありますので、そちらのほうにも力を入れていただいて、お願いしたいという要望だけさせていただきます。

○委員長 要望でいいですか。

◆青鹿公男 委員 はい、要望でいいです。

○委員長 大浦副委員長。

◆大浦美鈴 副委員長 開館時間なんですけど、10時までというのはすごくいいなと思っています。勤務後にも寄れますし、何か一日ちょっと仕事が終わって、あそこに行けば何かが生まれるとか、何かわくわくするような場所として気軽に立ち寄ってもらって、本当に交流ができる場として発展してくれればと思っています。駅から近いので期待しております。以上です。

○委員長 要望ですか。

◆大浦美鈴 副委員長 要望です。意見です。

○委員長 意見ね。

あといいですか。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 ちょっと1つ伺いたいします。この施設、これからの台東区の産業の発展にとってはキーになる場所でありまして、また多くの方が期待をしている、そういう施設になってほしいなと思っております。そういう中で、指定管理していただく、そうした事業者というのが、その人材がどういう方で、どのような対応ができる方なのかというその中身ですよね、そこが非常に重要になってくるんだろうなというふうに思っております。

その中で、今、国も進めているのがやはりDX化というようなことを中小企業においても進めていくことはかなり推進されていております。そういう意味では、DX化に既に取り組んでいるところもあるし、まだまだ中小企業においてはなかなか進められないよというところもあるかと思います。そういう中で、そうした将来を見据えた場合のそうしたDX化などの取組に関してのアドバイスというのも大事じゃないかなと思っておりますが、その辺がちょっとこの指定管理者の要素の中に盛り込んでいただけたほうがいいんじゃないのかなと思ったんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま高森委員からご指摘いただいたように、ここの交流施設の指定管理者につきましては、区内産業、区内事業者の有益になるような交流を生み出すために配置するものでございます。そういった意味ではこの施設につきましては、交流機能のほかに中小企業支援機能、また創業支援機能と一体となって進めていく施設になっておりまして、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういった意味では交流機能を担う指定管理者がこの施設全体のキーになることというところは間違いなく思っております。そういった意味で、交流機能を担う事業者につきましては、こういった形で中小企業支援機能、創業支援機能と連携を図っていくのか、またこの施設で集まった情報だとか、そういった様々な資源というところをどう区内事業者に還元していくのかというところを念頭に運営していくところを区としても求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今おっしゃったように、各交流施設、そこの連携だとか、それからデザイナーズビレッジの担当もそれぞれ違って来るわけで、そういう総合的に進めていく力というのがやはり大事じゃないかなと。これまでは産業振興事業団が直接やってきたような仕事なわけで、そういうところも踏まえて、今言ったこともしっかりと盛り込めるような選定にしていいただければなと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

○委員長 議案いいですか、村上委員、中嶋委員。

私からもちょっと一言。今本当に産業交流施設、これね、今ご説明あった今各委員会から様々な質問あったと思うんですが、やはり非常に大切な施設になるというふうに思います。指定管理者が9年の1定で報告されるということで、1年間の開設準備もありますし、やはり指定管理者の非常に重要なキーパーソンとかキーポイントを握っていると思うので、しっかり区と連携をしていただいて、すばらしい施設にしてください。以上です。

これより採決いたします。本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

○委員長 次に、案件第2、第83号議案、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、産業振興担当の3番、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの管理運営等について及び4番、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの指定管理者の選定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思えますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第83号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 それでは、初めに、産業振興担当報告事項の3、東京都台東区立

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

台東デザイナーズビレッジの管理運営等についてをご説明いたします。

資料の3をご覧ください。初めに、1、経緯でございます。台東デザイナーズビレッジは、平成16年の開設以降、ものづくりに係るデザイナー、またクリエイターの創業支援施設として多くの卒業生を輩出してまいりました。本施設をこのたびの中小企業振興センターの大規模改修に合わせて再整備するものでございます。

続いて、2、施設の管理運営についてです。民間事業者が有する専門性やスピード感、また、独自のネットワークを投入し、これまで以上に入居クリエイターの成長と新たな価値創造につなげるため、指定管理者制度を導入いたします。また、利用料金制を採用し、入居者の利便性及び事務効率化を図ってまいります。

続いて、3、デザイナーズビレッジの変更点です。（1）入居者の資格につきましては、デザインを基軸としたクリエイティブ産業を視野に創造的な制作、企画または開発を主たる業務とする者に拡大いたします。（2）事務所数は、避難所や施設全体の機能向上のため、大規模改修に伴いレイアウト等を見直し、事務所数を現在の19室から18室に変更いたします。（3）事務所の利用料金は、表のとおり約20平方メートルの事務所で利用料金は1万5,000円、また40平方メートルで3万円となっております。従来の使用料との差につきましては、算定基礎となる公示地価等の上昇により行政財産使用料が上がったほか、電気料金相当を含めて利用料金を設定したためでございます。

2ページをご覧ください。4、今後の予定は記載のとおりでございます。

続きまして、第83号議案、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例について説明をいたします。

本議案につきましては、台東デザイナーズビレッジの管理及び利用などについて必要な事項を定めるため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。第1条は設置について、第2条では施設の名称と位置、また第3条では施設の構成諸室について、第4条では目的を達成するために実施する事業について定めております。

次のページから第5条から第8条までにつきましては、指定管理者による管理などについて定めております。また、第9条から第24条には施設の利用に関する規定を定めております。第25条は施行に関して規則に委任する規定でございます。

附則におきまして、施行期日を定めるほか、指定管理者の指定の手續等の準備行為をこの条例の施行の日前に行うことができる旨定めております。

第83号議案の説明は以上となります。

続きまして、産業振興担当報告事項の4、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジの指定管理者の選定について、ご説明いたします。

資料4をご覧ください。1、対象施設は記載のとおりでございます。

2、指定期間は令和10年4月1日から令和15年3月31日までの5年間になります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

3、指定管理者の選定です。（１）選定方法は運用指針の３（１）により公募による選定を行います。（２）選定手続です。選定委員会を設置し、運営管理やサービス向上への取組など、指定管理者の適性を判定いたします。①の選定委員会の構成は記載のとおりで、専門的な知見を有する委員など４名で構成してまいります。②選考基準案になります。記載のとおり、管理水準の確保、またサービス向上への取組などから判断いたします。

２ページご覧ください。今後の予定は記載のとおりとなっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、第83号議案及び報告事項について、ご審議願います。

松村委員。

◆松村智成 委員 すみません。

○委員長 いいですよ。

◆松村智成 委員 何点かまたあります。入居資格の拡大と、まずクリエイティブ産業支援についてちょっと２点ほどお伺いします。

従来のものづくりから創造的な制作、企画、または開発を主たる業務とする者、入居資格が拡大されているかと思うんですけれども、多様化するクリエイティブ産業のニーズに対してどのように選定される指定管理者の専門性やネットワークを生かしてインキュベーション、創業支援の効果を高めていくのかを１つ目お伺いしたいのと、あともう１点で、事務所数が１個、19から18に減ると思うんですけれども、という物理的な縮小分をカバーするためにも、単に部屋を貸すだけでなく、こうした人やアイデアのつながりをどう最大化して地域経済に還元できるかが指定管理者の手腕の見せどころになるという趣旨なんですけれども、前の方がどうこうとかじゃなく、何か今のところ構想とかがあればちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 まず、１点目、今回入居対象の資格を拡大するに当たり、どのようにインキュベーションの力というところを高めていくかにつきましては、今回クリエイティブ産業という形で入居対象資格を拡大する狙いといったしましては、ほかの産業への波及効果、または地域活性化というところを期待しているところでございます。また、クリエイティブ産業自体が今後の成長産業になり得るもの可能性も高いというふうに認識しているところでございます。そういった意味で、クリエイティブ産業ですね、入居対象に拡大しながら創業支援施設台東区から新たな産業だとか新たなデザイナー、クリエイターのところを輩出していくことで、インキュベーションの力というところ自体を高めてまいりたいと考えております。

次に、２点目になります。今回指定管理者を新たに選定するに当たりましては、もちろん入居者のための創業支援というところはもちろんのことなんですけれども、それ以外に例えば今後起業していきたいとか、まだ入居はしないけれども、今後起業、創業していきたいという方々、また創業自体はしているけれども、まだ駆け出しで、これからどういうふうに展開して

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いけばいいか、まだちょっと分からないというような事業者も踏まえまして、入居対象だけではない創業支援のところについて取り組んでまいりたいと思います。具体的にまだこういった取組がどういった事業がというところについては今後指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 まだその辺ちょっと先のことで、いろいろ計画も未確定だとは思いますが、何ていうのかな、あまり確かにキーマンになる人は必要だとしても、その人に依存し過ぎないような形になってくれればなというふうに思うのが大きく1点目の質問です。

あと2つあるんですけども、利用料金制の移行と負担と経営努力というかの部分でちょっとお伺いしたいのが、使用料から利用料金制へ移行して、電気料金相当を含めた価格設定、月額1万5,000円から3万1,000円かに見直されていますけれども、創業者、若手デザイナーの初期負担とかの配慮とか、近隣の類似のインキュベーション施設とのバランスを踏まえて、この料金設定の妥当性と指定管理者の自主的な経営努力がどのように評価、反映される仕組みになっているのか、もしあれば教えていただきたいのと、あと、交流室や制作室の利用料金は無料とされる一方で、事務所の共益費も含め入居者の運営ルールや管理上のコスト分担、どのようにクリアしていくのか、もしこれ分かれば教えてください。

○委員長 3点ですね。

産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 1点目、利用料金に関しまして、今回入居するデザイナー、クリエイターに対してどのような配慮をしていくかというところなんですけれども、今回利用料金を見直させていただきました。見直させていただく中には、ただいま委員からご指摘あったとおり、創業、起業して間もないデザイナー、クリエイターさんというのが入居する予定というところもございまして、従来の行政財産資料を基に計算はしているところなんですけれども、政策的に支援分減額分も加味しながら算出させていただいているところでございます。従来の平成16年開設時から20年以上が経過いたしまして、説明にも申し上げたとおり、公示地価等上昇したことも踏まえまして、どうしても利用料金は上がってしまうものなんですけれども、先ほど申し上げました政策的な支援分のほうも加味しながら料金設定をしているところでございます。1点目は以上になります。

○委員長 これで終わりでしたか。

◆松村智成 委員 いや、あともう1個。

○委員長 あっ、もう1個。

◎三澤一樹 産業振興課長 2点目のご質問もう一度よろしいですか、すみません。

◆松村智成 委員 交流室や制作室の利用料金が無料とされる一方で、事務所の共益費も含め入居者の運営ルールや管理上のコスト分担をどのようにクリアしていくのかということなんですけれども。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいまございました工作室、その他諸室の使い方の、また入居者のルールみたいなところにつきましては、今後選定させていただきます指定管理者と協議をしながら、台東区の創業支援施設としてふさわしい施設の管理運営のほうを準備進めてまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 何かちょっとごめんなさい、意地悪な質問みたいになっちゃって申し訳ないんですが、要は料金がかかるのはしょうがないと思うんですよ。何でもかんでも、私、安くしろという人じゃなく、必要な分はいただかなければならないし、その料金があることによって逆に発展していく人材もいたりするのも事実です。ただ、やはりどうしても究極的に金とのバランスが悪い創業だったりする場合もあったりするので、そこはよく見極めていただいてご尽力いただければなと思いますが、最後1点だけ質問させてください。

一定整備される産業交流施設との連携について教えてください。この建物に整備される先ほどの報告ありました区立産業交流施設とデザイナーズビレッジ、いずれも民間事業者のノウハウを活用した指定管理者制度が導入されますが、両施設の指定管理者は同一の事業者または連携する事業者グループとするような複合施設等の一括指定や相乗効果を狙った運営上の工夫をどのように考えているのか、もし今の段階で結構でするので、そういった案があれば教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 まず初めに、先ほど説明いたしました交流機能と今回このたび説明しました創業支援機能については、それぞれ別々の指定管理者のほうを選定作業のほう進めてまいります。そういった意味では、同じ事業者、同じグループの会社になること、可能性ももちろんございますが、別々の事業者になる可能性もございます。

その上で、どのようにして交流機能と連携をしていくのかということにつきましては、主に交流機能が持つ先ほど説明いたしました様々な諸室の使われ方みたいなところをどのように創業支援機能が生かしながら、例えば入居者の展示販売会だとか商談会みたいなところを交流機能の諸室を使って盛り上げていくかのような使い方みたいなところも想定しているところでございます。そういった意味では、指定管理者、双方の機能の指定管理者のほうが決まり次第、準備期間の中で協議をする場というところを、台東区も一緒になりましてそういった時間を持ちながら、令和10年4月のリニューアルにも最大限の力を生かしながら走り出せるような準備というところを令和9年の1年間かけて進めてまいりたいと考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。非常に理にかなった検討状況じゃないかなというふうに捉えました。先ほども申し上げたとおり、施設というのは非常に地域の活性化を含め、台東区のこれからの経済の発展にも大きく寄与すると思います。ぜひこれからも頑張っていた

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

できればなというふうに応援しておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 あとございますか。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 デザイナーズビレッジはこれまで区の産業振興事業団が見てきて、それで成功している方もいれば、またそうでもない方もいる、経験値という意味ではかなりいろいろなことが蓄積されているんだらうなというふうには思っているんですね。やはり中には本来の目的からちょっと自分の思っていたのと違うという方だったり、あるいは家賃がなかなか払えないとかトラブルを抱えるとか、これまでいろいろと蓄積してきたものをこの次につながつていくデザイナーズビレッジの管理者にはどのように伝えていったり、あるいは区よりもさらに上を目指してやっていけるようなところをどうやって選定するのかなというふうに思うんですけれども、そうした企業さん、そういう人を育てるようなこともノウハウを持っているところというのはどのぐらいあるのかなとか、ちょっと単純な疑問なんですけど、思いますので、その辺は担当としてはどう考えているのか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 ただいま高森委員からご指摘ありましたとおり、デザイナーズビレッジ、平成16年から開設して約21年間運営をしております。その中で、もちろん成功した事業者もいれば、残念ながらうまくいかなかった事業者もございます。そういった意味で当初区の狙いとしたしまして、この事業運営の狙いどおりにいったところだったとか、逆に見えてきた課題みたいなところがこれまで運営してきて見えてきたところでございます。そういった意味で、令和10年4月1日からリニューアルするデザイナーズビレッジにつきましては、これまでの台東区が持っているノウハウだったり、また、成功事例、また、悪いよくなかった事例も含めまして、きちんと引き継ぎのほうは進めてまいりたいと思っております。

また、今回、この準備を進めさせていただくに当たりまして、創業支援機能を担うような事業者に対してサウンディング型市場調査というものも実施してまいりました。そういった中では、我々が公募をかけたときに、創業支援機能のところにつきましては、全部で10社弱の事業者の方が実際応募をしてくださしまして、これまで各事業者が持っている創業支援のノウハウだったりネットワークみたいなところをご披露いただきながら、区が目指しているところについても意見交換をさせていただきました。そういった意味では、全国の複数の中で創業支援機能を担うべき事業者というのがいるということも認識できましたので、これからの指定管理者の選定作業のほうにもここで得たものについては引き継ぎながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 今までのデザイナーズビレッジのイメージというのは、ものづくり、いろいろなデザイナーさんが物を作っていく、そういう何ていうの、支援をしてきたというふうに思うんですが、最近いろいろなところで話を聞くと、いわゆる物という具体的な品物だとか

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

になるわけじゃないんだけど、インターネット上での役に立つようなそういうものをつくっていく、そういう企業が非常に発展をしていて、私など一番弱い分野なんですけど、しかし、現実的にはそういうインターネットを使っての仕事で成功している人も大勢いるわけでございまして、そうした新たな分野に対する創業者というのはどのように考えているのか教えてください。

○委員長 産業振興課長。

◎三澤一樹 産業振興課長 このたび入居対象を拡大させていただくクリエイティブ産業の考え方の中には、ただいま委員からご指摘いただいたとおり、デジタルを主に扱いながら、その中でデザインだったりだとかものづくりみたいなところを、いわゆる手に取って触れることができないようなものも含めましたものづくりを扱っているような事業者も想定しているところでございます。そういった中で、これまでの入居対象を拡大していくことで、先ほども説明申し上げました台東区産業にとってどのように波及効果が生まれるかみたいなところを、視点を持ちながら入居対象者の選定のほう進めていきたいと考えております。

◆高森喜美子 委員 了承。

○委員長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

○委員長 次に、案件第3、第85号議案、東京都台東区景観条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 それでは、第85号議案、東京都台東区景観条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。景観法第16条第7項に、都市再生特別措置法の一部改正に伴い、景観法の手続とみなす規定が追加されたことにより、条例で引用している事項が項ずれをしたため、記載のとおり改正するものでございます。

なお、条例で規定する内容自体に変更はございません。

附則をご覧ください。施行日は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

ご説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案について、ご審議願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 これより採決いたします。本案については、原案どおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第4、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

初めに、視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思います。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり正副委員長案を作成いたしましたがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

（久木田議会事務局事務局次長 報告）

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、都市づくり部の補正予算について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

◎松崎晴生 都市計画課長 それでは、本定例会に提出しております令和8年度一般会計補正予算（第4回）のうち、都市づくり部所管分について、ご説明いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

資料5をご覧ください。まず、歳入でございます。補正前の額から1億2,000万円を減額し、補正後の額を53億9,074万3,000円といたします。課別の内訳は下の表のとおりでございます。

次に、内容ですが、（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事のスケジュール変更に伴い、都市計画課の都市整備基金繰入金として1億2,000万円減額です。

歳入については以上でございます。

2ページをご覧ください。続いて、歳出でございます。補正前の額から1億7,254万3,000円を減額し、補正後の額を101億8,523万5,000円といたします。課別の内訳は下の表のとおりでございます。

次に、内容ですが、地域整備第三課の（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事のスケジュール変更に伴い、1億7,419万6,000円を減額しております。

また、交通対策課の専属自転車保管場改修工事のインフレスライド条項の適用により、165万3,000円を増額しております。

3ページをご覧ください。続いて、債務負担行為でございます。地域整備第三課の（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事につきましては2億3,749万円、（仮称）朝倉彫塑館通りふれあい広場整備工事管理委託では1,232万2,000円を計上しております。

簡単ですが、都市づくり部の補正予算に関するご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

○委員長 次に、台東区耐震改修促進計画について、建築課長、報告願います。

建築課長。

◎高木悦範 建築課長 都市づくり部の報告事項2番、台東区耐震改修促進計画について、ご報告いたします。

資料6をご覧ください。項番1、計画改定の背景です。国は、昨年7月に建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく基本方針を見直し、住宅、要緊急安全確認大規模建築物について新たな目標を示しており、東京都は今年3月に東京都耐震改修促進計画を改定し、住宅、マンション、緊急輸送道路沿道建築物等について新たな目標を示しております。本区の現行計画は、令和8年度をもって計画期間の満了を迎えることから、国、東京都の動向を踏まえつつ、耐震化の現状や課題を整理し、今後の取組の方向性について検討を進めております。

項番2、本区の耐震化の現状と課題です。（1）住宅については、旧耐震基準による耐震化率は推計値で96.2%となっており、一定の水準に達しておりますが、耐震性が不十分な住宅は約5,100戸残っており、さらなる対策が必要です。特に東京都の新たな計画では、木造住宅について、平成12年の基準見直しを踏まえた2000年基準の考え方が導入されており、本区においても旧耐震基準の木造住宅に加え、平成12年5月以前に建築された新耐震木造住宅について、耐震性の確認を促す必要があります。

（2）マンションについては、管理状況届出制度の対象となる分譲マンション227棟のうち、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

耐震診断実施が54棟、耐震改修実施が23棟にとどまっております。区分所有者間の合意形成や改修等にかかる費用の負担が課題となっており、耐震化が進みにくい状況です。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物については、①特定緊急輸送道路では、耐震化率は87.8%と向上しておりますが、耐震性が不十分な建築物が依然として存在しており、発災時の道路閉塞防止や道路ネットワーク機能の確保に向け、さらなる取組が必要です。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。②一般緊急輸送道路では、耐震性が不十分または未確認の建築物が350棟残存していることから、耐震化の必要性に関する理解の促進と所有者への継続的な働きかけが課題となっております。

(4) ブロック塀等については、平成30年に実施した調査で要改善84か所のうち、44か所まで改善が完了しておりますが、一方で、未改善箇所も残っており、通学路等の安全確保に向け、未改善の理由を踏まえた改善を促す必要があります。

項番3、所有者アンケートです。耐震化対策を実施していない建築物の所有者等を対象に、耐震化に関する意向や課題を把握するため、アンケートを実施いたしました。調査期間と対象者は資料記載のとおりです。表1はアンケート対象と回答率です。279件回答をいただき、33.2%の回答率でした。表2は主なアンケート結果から見える課題です。回答全体から見えた課題として、方針が未定の回答が多く、耐震化に向けた具体的な行動につながっていない状況です。新耐震木造住宅では、2000年基準の認識や耐震性を確認することの必要性が十分に認識されておらず、一般緊急輸送道路では耐震化の必要性が十分に認識されていない状況です。さらに、所有者共通の課題として、費用負担、耐震化の効果、手続に関する不安が見られる状況です。所有者が具体的な行動に移るための情報提供や働きかけなどが重要だと受け止めております。

恐れ入りますが、3ページをご覧ください。項番4、次期計画における取組の方向性です。次期計画では、国や東京都の新たな方針、区の耐震化の現状やアンケート結果を踏まえ、建物の種類ごとの課題に応じた取組の方向性を整理してまいります。

(1) 木造住宅については、旧耐震住宅への継続的な支援に加え、平成12年5月以前に着工した新耐震木造住宅についても、耐震性を確認することの必要性を周知し、相談や診断につながる支援の進め方を検討してまいります。

(2) マンションについては、引き続き耐震診断や改修の段階に応じた支援を行うとともに、耐震化につながる対策を検討してまいります。また、分譲マンションの課題である合意形成に関する支援についても検討してまいります。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物については、東京都の耐震改修促進計画との整合を図り、道路閉塞防止効果を踏まえた優先的な支援の考え方を検討してまいります。また、特定と一般緊急輸送道路とで課題が異なることから、それぞれの状況に応じた働きかけや制度周知を進めてまいります。

(4) ブロック塀等については、未改善箇所の状況や改善が進まない理由を改めて把握し、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

安全確保に向けた改善対応策を検討してまいります。

(5) 所有者への働きかけについては、制度案内だけではなく、相談先や費用の目安、手続の流れ、事業者選定の方法など、実際の行動につながる情報提供の充実を図ってまいります。

最後に、項番5、今後の予定です。資料に記載のスケジュールで進めてまいります。

長くなりましたが、報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すみません、私も令和6年の1定のときに、石川の地震を受けて一般質問をさせていただいたんで、ちょっとここでご質問をさせていただきます。たしかあの後、木造住宅に対する助成金とかは結構手厚く拡充されたんでいいと思うんですけど、区民の大体8割が住んでいるマンションについてなんですが、ここにも書いてあるとおり、引き算でいうと227棟から耐震診断実施が54、耐震改修実施が23なんで150は何も、何もじゃない、ご努力はされていると思うんですけど、150がちょっとまだまだというところになっていまして、これというのは、多分昨今、区のほうでもいろいろな建物建てる時に不調があったりとかいう中で、物価高騰もあると思うんですけど、こういうマンションとかについてとかの補助とか、そういうのというのは考えられているのかどうかと思ひまして。

○委員長 住宅課長。

◎浅見晃 住宅課長 答えいたします。

建築資材や人件費の高騰によって、工事に向けた合意形成が進まないケースというのが多々あるということは認識しておりまして、重大な課題だと考えております。ご意見を踏まえながら、今回の計画改定の中で、現状と課題を検証して、実態に即した効果的な方策を検討してまいります。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 ぜひこちらのほうも進めていただければと思ひますし、あと、こちらではないのかもしれないですけど、例えば罹災証明の問題とか、罹災証明は区民課になるというふうに認識していますので、違うんですけど、こういうのが速やかにできるとか、ちょっと前回私の質問の中でもさせていただいたときの災害があったときの仮設施設の造りとか、こういうのについてもこの制度で促進計画の中に入れるか分からないんですけど、こういうのについても力を入れていただければと、こちらは要望させていただきます。以上です。

(「今の関連みたいな」と呼ぶ者あり)

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 すみません、2の住宅の旧耐震基準、今これは96.2%となって、残り5,100棟になっているというご報告いただいたんですが、これは数が少なくなればなるほど、何ていうんですか、対応がしにくくなるお宅が多くなるんじゃないかと思ひているんですね。先ほど住宅課長のほうからも答弁ありましたが、例えば私の地域、木造密集地域ですけど、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

皆さん理解はしています。しかし、実際、今ご高齢者1人で住んでいるお宅とかがあったとき、じゃあ、これだけの経済的要素をできるかという、なかなか難しい。そしてなおかつ今これだけ住宅建材が高騰しています。人工、人件費も上がっていますので、それをこれは進めていけばいくほど厳しくなるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 今委員ご発言のとおり、やはり工事費用が上がっているというところで、なかなか経済的な負担があるということは認識しております。一方で、耐震改修を実施しない理由というのは、助成額というものだけでなく、委員ご発言あったとおり、例えばご高齢ですとか、あとは手続の不安ですとか、様々な要因が考えられると思います。なので、その辺の意見とかも酌み取った上で、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 村上委員。

◆村上浩一郎 委員 区民の皆さんもしたくないわけ、したいという思いは多々あると思いますので、ご相談があったときには、また丁寧に、またいろいろとヒントがあったら教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 1点だけちょっと確認なんですけれども、耐震性不十分な住宅やマンションの物件で、例えばオーナーチェンジで外国人になってしまっている物件とかも中にはあると思うんですけれども、外国の方に限らず、日本の方でも、そのような方々とのコンタクトが取れなくなっている場合とかいうのはありますでしょうか。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 例えば所有者分からないときとかいうのは、登記簿謄本とかを取ったりして、それで新たな所有者とかいうのを確認しているような状況でございます。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。危険が伴うこういったブロック塀とかは早急に直さないといけないと思いますので、例えば連絡が取れにくくなっている土地の所有者ですとかオーナーさんとの連絡を取る工夫を引き続き要望をいたします。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 実は4点あったんですが、大分皆様と重複、さすが青鹿さんとだだかぶりも1個あって、1点、3点あるので1個ずつ伺います。

○委員長 はい、お願いします。

◆松村智成 委員 1点目が、先ほど村上委員も少しお話ありました。木造住宅への件ですが、ちょっと私、視点が若干違いまして、1点目は新耐震の木造住宅へのアプローチについてです。資料によれば、平成12年5月以前に着工した新耐震木造住宅についても耐震性を確認することの必要性を周知し、相談や診断につなげるとされています。しかし、所有者の多くは、うちは新耐震基準だから安全だと安心し切っているのが実態ではないでしょうか。従来の啓発ではこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の誤解を解き、行動を起こさせることは大変困難じゃないかなと思うのですが、区としてこれまでとは違うどのような踏み込んだ周知方法を想定しているのか、また、周知にとどまらず、実際の診断行動を後押しするインセンティブとして、診断費用の無料化や補助の拡充など検討しているのか教えてください。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 委員ご指摘のとおり、新耐震基準の建築物だから安全であるという、こちらの認識が一部の方々に見受けられることについては、区のほうとしても課題であるというふうに認識しているところでございます。そのため、単に制度の周知をするだけではなくて、まず、なぜ耐震性を確認することが必要なのか、また、どのようなリスクに備える必要があるのかについて、その辺を所有者さんの方に分かりやすく伝え、まずは耐震診断につなげていくことが重要だというふうに考えております。

また、診断負担の費用軽減をはじめとして、インセンティブですね、こちらについてはさらなる耐震化の促進に向けた有効な手法の一つであるというふうに認識をしております。こちら、所有者さんの実情ですとかニーズを踏まえながら、耐震診断から、最終的には耐震改修につながる効果的な支援策となるように、引き続き検討してまいります。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 この計画というのは災害時における区民の命と財産を守る、まさに区政の要となる重要な計画なんですね。ぜひ絵に描いた餅にならないような、全体的なアンケートの回収率の低さとか、方針未定とする多さなど、ちょっと気になる部分もあったはあったんですが、ぜひ頑張っていただければなというふうに思います。

それでは、もう一つ、3点目が未改善の、今、ちょっと話しましたかもしれませんが、ブロック塀等のスピード感についてです。平成30年の調査で改善が必要とされた84か所のうち、いまだ44か所しか完了していませんが、未改善箇所が残存しています。資料に改めて把握し、対応策を検討するとありますけれども、特に子供たちが毎日通る通学路沿いなど早急な対応が必要な危険箇所について、これから改めて把握するのではちょっと遅いかなというふうに思います。多分分かっているとは思いますが、いつまでに改善を完了させるのかという具体的な目標期限を設置すべきだと思いますし、また、費用面で改善が滞っている所有者に対し、撤去費用の全額補助や区による代行撤去など、より踏み込んだ措置を取るような考えはあるのかどうか、教えてください。

○委員長 建築課長。

◎高木悦範 建築課長 ブロック塀の維持管理につきましては、所有者の維持管理が、していただくというのが基本なんですけれども、通学路沿道の未改善箇所につきましては、委員ご指摘のとおり、児童生徒の安全の確保の観点から、早期の改善が必要であるというふうに認識をしております。そのため、現在、通学路については助成金を、通常の部分だと15万円なんですけれども、そちらを40万円に拡充しているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区といたしましては、こちら、所有者さんからの相談を待つのではなくて、未改善の所有者の方々に対して積極的に働きかけを行って改善を促していきたいというふうに考えております。

また、費用負担への支援につきましては、現在、助成制度の実績ですとか、あと、今、所有者さんの方に個別にヒアリングを行っておりますので、その辺の結果だとかを踏まえて、目標の期限ですとか、拡充期間の延長も含めて検討して、一日でも早く未改善箇所の解消につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 なるほど。先ほど村上委員もおっしゃったとおり、先に済んだところは大体問題なく済んでいても、残ったほうって何かしら引っかかるものがあるのではないかなというふうに思います。それ、もう1件1件対応していくしかないんですが、これ、事が起きてからではもう遅いので、ぜひ頑張っていただければなと思います。

最後、3つ目ですね、所有者の情報提供における安全性と信頼性の確保について伺いたいと思います。次期計画では制度案内だけではなく費用の目安や事業所選定の方法など、実際の行動につながる情報提供の拡充を図るとしています。これは所有者の背中を押すような有益な一歩ですが、同時に区民が悪質なりフォーム業者や点検商法の被害に遭わないよう、安全性をどう担保するかが極めて重要だと思います。区としてどのようなフィルターをかけて信頼できる情報を提供するのか、また、実際の見積りに対する区民の不安を解消するため、専門家による見積チェックなど、相談窓口の体制強化はセットで考えているのか、教えていただければと思いますが、課長、もうちょっとゆっくり目にしゃべっていただけるとありがたいです。緊張しているのかもしれないですけど、お願いします。

○委員長 じゃあ、ゆっくり、建築課長。

◎高木悦範 建築課長 大変失礼いたしました。

そのような事業者さんによる被害が発生しているということは、区としても認識はしているところでございます。そのため、事業者の選定に当たっては、まず、所有者さんが適切に判断できるよう、複数の事業者さんから見積りを取ってくださいというふうにお願いすることですとか、あとは契約の中身ですね、こちらの内容について十分に確認することなど、基本的な留意点について情報提供を行っている状況でございます。

また、区では今、建築士による無料相談会ですとか専門家派遣制度を実施しておりまして、こちら、事業者さんの提案内容ですとか見積りに不安がある場合、このような制度も活用していただくように、周知のほうしていきたいというふうに考えております。

さらに、木造の住宅の耐震診断については、これまでの助成の実績を踏まえたおおよその金額ですね、こちらの水準を参考としてお示しするなどして、所有者さんが適切に判断できる環境づくりに引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 了解しました、ご答弁ありがとうございました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

耐震化の推進はいつ起きるか分からない災害から区民の命と財産を守る、待ったなしの本当に重要な課題だと思います。今回ご答弁いただいた内容が計画書の中だけの言葉にとどまらず、区民の不安を取り除き、具体的な解消アクションへつながる実効性のある施策となるよう、着実な実行を強く要望したいと思います。

今後の建築課長や建築課の皆様、そして後ろで腕をぶんぶん振っている住宅課の皆様の連携とともに、現場に寄り添ったリーダーシップに大いに期待して、私の質問を終わらせたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、公民学連携強化に係る検討状況について及び不忍通りの取組について、地域整備第一課長、報告願います。

地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 それでは、拠点まちづくり担当の1、公民学連携強化に係る検討状況についてを説明いたします。資料7をご覧ください。

初めに、項番1、検討の背景・目的です。上野地区は多様な魅力が集積するエリアでございますが、取り巻く環境が変化する中、将来にわたる持続的な発展には、これらの資源を生かし、さらなる魅力の創出・発信を図っていく必要がございます。

そのため、ビジョンでは、杜とまちで活躍するまちづくりの担い手、プレーヤーの融合が新たな魅力を創出し、新たなプレーヤーとの融合がさらなる相乗効果を生み出す、無限に成長するまちの実現を掲げております。そこで、公民学の連携を強化し、上野の資源、人、活動をつなぎ、新たな活動や価値が生まれる環境を整えることにより、上野が有する多様な魅力をさらに高め、持続的な発展と国際競争力の強化につなげてまいります。

続きまして、項番2、まちづくり活動の現状・課題です。上野地区では様々なプレーヤーによる魅力的な活動が展開されている一方で、それぞれの活動や人材、知見等を十分に生かし切れていない状況がございます。多様なプレーヤーの活躍や活動同士の連携、協働を促進していく上で、以下の情報やノウハウの共有、地域とつながる機会の創出、関係機関との協議・調整の負担軽減、公共空間等の継続的な活用などに取り組む必要がございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番3、公民学の連携強化に向けた取組です。現在、既存のまちづくり団体等と連携しながら、多様なプレーヤーの交流・対話や、連携・協働できる環境の形成に向け、開かれた場の試行開催、未来ビジョンの検討、公民学連携体制の検討の3つに取り組んでおります。

(1) 開かれた場の試行開催です。多様なプレーヤーの参画促進や顔の見える関係づくり、上野らしい活動を共創していくことを目的として、以下のキックオフミーティングを開催し、地域の方々やまちづくり関係者、民間事業者など136名の方にご参加いただき、これまでの活動等の共有や交流を図りました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、資料にはございませんが、9月3日に開催いたしました第1回つづつ上野セッションでは、参加者から新たな取組のアイデアを共有いただき、参加者同士による新たな取組・活動の検討が開始されております。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。（2）未来ビジョンの検討です。多様なプレーヤーと将来像を共有しながら上野らしい活動を持続的に展開していけるよう、上野らしい未来をつくる具体の指針として、上野の価値観や望ましい活動、公共空間等の活用方針を示す未来ビジョンの検討に取り組んでおります。

未来ビジョンの主な役割といたしましては、以下の、上野らしさを継承・蓄積する、上野らしい活動を選ぶ・育む、上野らしさを空間に表すことを想定しており、今後具体的内容の検討を進めてまいります。

（3）公民学連携体制の検討です。既存のまちづくり団体を核とした実行力のある体制について、関係者と議論しながら、必要な条件や制度、仕組み等の検討を進めてまいります。

体制イメージはビジョンに示している以下の図版のうち、中央の黄色網かけの杜ーまちマネジメント体制に当たるものが現在検討している公民学連携体制となります。また、役割・機能につきましては、開かれた場の開催や未来ビジョンの策定・運用を核といたしまして、上野の資源、人、活動をつなぎ、多様なプレーヤーの活躍や活動同士の連携・協働を促す環境を整えることにより、上野らしい公共空間等の活用の促進と、民間主導の活動が持続的に展開される仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。最後に項番4、今後の予定は記載のとおりでございます。

本件の説明は以上でございます。

続きまして、まちづくり担当の2、不忍通りの取組についてを説明いたします。資料8をご覧ください。

初めに、項番1、背景・目的です。不忍通りはビジョンに掲げる「杜とまちを自由に行き交うことができるひと中心の空間活用」の視点を踏まえ、ウォーカブルな道路空間への転換を目指しております。この方針の下、地域の方々等と連携し、道路空間再編に向けた検討を進め、杜とまちの回遊性向上や地域の価値、魅力の創出を図ってまいります。

続きまして、項番2、東京都における不忍通りの方向性です。本年3月に東京都が策定した都市計画道路の整備方針において、不忍通りが国際都市東京の魅力向上の観点から、人中心の道路空間への再編を目指す路線に選定され、今後段階的に取組を進めながら事業化を図っていくものとされております。

続きまして、項番3、地域における検討状況です。地元の商店会や町会等で構成される、しのばずいけまち研究会では、右図のとおり車線を4車線から2車線に減じ、歩道を拡幅の上、テーブル、ベンチ等を設置するなど、不忍池や沿道の建物と一体となった憩い、にぎわいのある道路空間の創出に向けた検討を行っております。また、8月上旬には研究会が沿道地権者を

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

対象とした説明会を開催し、道路空間再編の方向性の共有に取り組んでおります。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。項番4、今後の取組です。区は不忍通りの将来イメージの具体化に向け、2車線化した場合の自動車交通への影響や歩行者空間の活用方法を検証することを目的として、研究会と連携し、社会実験を実施いたします。

(1) 日時(予定)は記載のとおりでございます。

(2) 道路空間の活用方法(案)でございますが、昨年度と同様、書籍、飲食、物販を組み合わせたブックカフェ屋台の出店のほか、人工芝、テーブル、椅子等の設置を行い、地域の魅力発信や居心地のよい滞在空間を創出いたします。あわせて、周辺エリアと一体的な憩い、にぎわい空間の演出を行い、不忍池側とまち側の回遊性向上を図ります。

(3) 実施体制でございますが、昨年度と同様、主催が研究会、共催が区、町会、商店会となります。

(4) 実施エリア(案)でございますが、道路空間を活用する社会実験エリアは下図のオレンジ色網かけエリアの両側1車線ずつで、社会実験時に交通規制と警備員、誘導員の配置を行います。

(5) 周知方法は記載のとおりでございます。

最後に、項番5、今後の予定は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 初めに、公民学連携強化に係る検討状況について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 じゃあ、こちらのほうですが、つぐつぐ上野セッションにつきましては、私もキックオフミーティングを含めて2回参加させていただきました。先日のときの直近の第1回目のときは、産建のメンバーも多く参加させていただいたと思っております。その中で、登壇された方々だけでなく、参加された方みんな全員が上野のまちづくりへ熱い思いを持っていて、さらにその中で、登壇された5人のうちの2人の方が地元出身で、地元でお店やっている方で、いい面だけじゃなくて、どちらかというと今のごみ問題とか、客引きの問題とか、そういうお話もされていて、悪い面も一緒に対応していこう、改善をしていこうということで機運が高まっていまして、今後の展開に私も大変期待をしております。

その中で伺いたいんですが、先ほどの説明の中で参加者同士による新たな取組、活動の検討が開始されているとございましたが、これまでの2回の開催を通じてどのような事例があったのか、できれば一度ここで具体的に教えていただければ助かります。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えいたします。これまでの開催を通じまして、顔の見える関係の構築やアイデアの共有が図られ、新たな活動を共創するための足がかりができたものと考えております。その一例といたしましては、地元の高校のキャリア教育を担当する先生、地域にごじます金融機関の地域貢献部門の担当者がつながりまして、生徒との共同プログラ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ムの実施に向けた取組内容の検討が始まったというふうに聞いております。

また、地域の課題の一つでございます清掃・美化や地域とのつながりをテーマに、ごみ拾いと参加者の交流を図る活動について、関係者での意見交換が開始されたところでございます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 ありがとうございます。

本当に2回の開催でここまで来ているという、本当に大きな進展だと思っています。公民学連携強化の取組については本当に評価をしておりますので、引き続き進めていただければと思います。

ここからは要望なんですけど、こういうを受けて、上野はすごいなと今思いながらいると、浅草もというちょっと気持ちもありまして、先日、違うところですが、私出れなかったんですけど、地方創生経営者交流会という若手のメンバーが集まってやった会議があって、そこなどもやはり100人規模の人たちが集まっていろいろな意見をやっている。浅草もそういう種はありますので、そういうのをうまく使っていただいて、ぜひ浅草でもやっていただく、これは要望でございます。以上です。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 つぐつぐ上野セッションについて、私も2回参加させていただきまして、公民学連携強化に向けた取組、お顔の見える関係性ですとかコミュニティ、つながりづくりが大変素晴らしい取組だと感じました。様々な立場の方々参加されていて、会が終わった後も上野のまちづくりに関するお話で盛り上がり、今後の展開にも期待しております。

私自身も台東区100人カイギの活動を行っておりましたので、100人カイギについて過去に一般質問でも触れさせていただいておるんですけれども、来年から浅草100人カイギなる、さらなる地域に絞っての開催を予定をしております、皆さんいらっしゃってくださいね。準備を進めておるんですけれども、やはり事務局を担う運営、キュレーターというのが大変少なくて苦労しているんですね。

その経験からしますと、アンケート結果の企画・運営に関わりたい方が32%となっており、かなり高い数字だと思うんですけれども、この辺りはどのように捉えておられますでしょうか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えいたします。一般的なまちづくり活動では、参加したい方の割合は高い一方で、中心的な役割を担うことを希望する方というのは1割から2割程度という傾向が見られております。32%という割合は高い数字であると受け止めておりまして、上野ではまちづくりに積極的、主体的に関わりたい方が多いことを表しているものと認識しております。

こうした結果を踏まえまして、引き続き多様な主体と連携しながら、つぐつぐ上野セッションの企画・運営ですとか、実施体制の検討を行ってまいりたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆中嶋恵 委員 コミュニティ関連の企画は参加者や登壇者は多くいるんですけれども、やはりどうしても企画・運営の役割を担うとなると、運営、キュレーターは難しいなというふうに、手挙げ方式でも積極的にはいって言う人はなかなか少ないと思うんですけれども、継続的な開催ということで、今後の開催も10月、11月は決まっておりますけれども、来年1月以降の開催の予定というのは、お聞かせいただけますでしょうか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えいたします。このつぐつぐ上野セッションでございすけれども、人と人をつなぐだけではなく、参加者により上野らしい活動を共創しまして、さらには持続的に展開していくことを目指しているものでございます。そのため、令和9年以降につきましても、継続的に開催できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 ありがとうございます。

コミュニティの難しいところはいい意味で終わりがないところで、ただ一方では、終わりがいいから内容に飽きてしまったりですとか、意見の擦れ違いだったりとか、人間関係だったりとか、会自体がだらだらとなってきたりもする場合があります。

でも、前向きな意見としては、運営メンバーが可変するということもコミュニティを続けていく上ではすてきなことだと思いますし、つぐつぐ上野セッションにつきましては、官民学連携と上野の魅力を十分に横展開もしながらゆっくりと続けていけたらと思いますので、引き続き期待をしております。

○委員長 あと、ご質問はございませんか。大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、不忍通りの取組について、ご質問がありましたら、どうぞ。

高森委員。

◆高森喜美子 委員 この不忍通り、東京都における都市計画道路の整備方針に位置づけられたということで、東京都は今、ウォーカブルなまちづくりということで、歩行者を優先した、そうした取組を進めようとしている、その一環なんだろうなというふうには思っているんですが、この中で、この研究会が主催で今度の実証実験をやると。反対、この元黒門町会や池之端仲町商店会等は、どちらかというと公園とは反対側ですよ。公園の側も、私は問題があるんじゃないかなと思ってまして、これ、東京都のほうは何もこうした取組、これ、実証実験なんで、やはり現場見てもらうのが一番いいんじゃないかと思うんですが、そうした取組には全く参加しないのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけど、いかがなんでしょうか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 お答えをいたします。この実証実験の実施に当たりましては、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まず、東京都の建設局の関係、道路占用等の協議をさせていただくということになります。その中で、どのような目的で、どのようなことを今回行うのかということを理解していただいた上で、今準備を進めておるところでございます。

また、このしのばずいけまち研究会の皆様では、今、委員からありましたとおり、池のほうについても様々なアイデアですとかが今出ているところございまして、そちらについては、東部公園緑地事務所と随時協議という形で今進めているところでございます。

今回、何らかの一緒に共催というような形、東京都としては取ってはおりませんが、当日、このようなことを行うということについては共有させていただいておりますので、引き続きこの実証実験も含めまして、東京都とは緊密に連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 高森委員。

◆高森喜美子 委員 実際に上野公園側の歩道、あそこを歩いてみると、結構、あそこのちょうど水上音楽堂のところから、さらに上野の地区センター寄りのほうの道路が結構整備されていなかったり、途中まではされているんだけど、途中から整備がされていなかったりとか、それから、やはりもう実際に歩道幅が狭いというのは通る人みんなが感じていることなので、その辺はやはりこうやって実証実験やりながら、東京都の人に見てもらって、どんな状況なのかというのは確認していただきたいなと思うんですね。その辺はしっかりと、都の公園で都の道路ですから、あちら側にも責任感を感じていただけるように取り組んでいただければと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、道路愛称名の認定について、道路管理課長、報告願います。

道路管理課長。

◎三宅哲郎 道路管理課長 それでは、土木担当の1、道路愛称名の認定についてご報告いたします。

資料9をご覧ください。道路愛称名の事業は、区道に愛称をつけることにより区民や来街者の利便性の向上や、道路に愛着を持っていただくことなどを目的に実施しており、今回、商店街会長及び町会長からのご申請をいただき、新たに認定するものです。

項番1、新たな道路愛称名をご覧ください。愛称名はいろは会通りになります。区間は下の路線図でお示ししております。申請の理由は、いろは会商店街にちなんだ古くからの地元愛称により、地元商店街の認知度向上と活性化を図るためでございます。

項番2、周知についてです。愛称名標示板を設置するほか、広報たいとうや区ホームページなどで周知してまいります。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

午前 11 時 25 分閉会